

吉野川市教育委員会会議録

招集年月日	令和5年4月19日
招集の場所	吉野川市役所東館3階 会議室
開閉会日時	開会 令和5年4月27日 午前10時 閉会 令和5年4月27日 午前10時40分
出席委員	教 育 長 栗 洲 敬 司 委 員 貞 野 雅 己 委 員 川 村 徳 子 委 員 栗 原 奈 麻 美 委 員 熊 代 雄 一 郎 委 員 山 口 奈 美
出席職員	副 教 育 長 馬 郷 宏 治 副 教 育 長 阿 部 敏 和 教 育 総 務 課 長 川 端 俊 宏 生 涯 学 習 課 長 井 上 和 恵 学 校 教 育 課 長 松 本 賢 一 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 岡 田 裕 仁

議案

- (1) 吉野川市の学校教育について
- (2) 吉野川市アリーナ及び吉野川市民センター管理運営規則の一部を改正する規則について

協議事項

- (1) 令和5年度学校訪問の日程について

報告事項

- (1) 吉野川市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 吉野川市立小中学校共同学校事務室運営規程の一部を改正する訓令について
- (3) 令和5年度各課事務分掌について
- (4) 教育研究所事業について
- (5) 令和4年度下半期後援等申請について

教育長報告

その他

会議の経過

栗洲教育長	ただいまから、4月の吉野川市定例教育委員会を開会します。 教育長及び委員の過半数が出席しており定足数に達しています。 本日の会議録署名委員に、 委員、 委員を指名。 それでは、議案(1)「吉野川市の学校教育」について事務局より説明をお願いいたします。
阿部副教育長	資料1ページをご覧ください。 吉野川市学校教育目標についてでございますが、先般の小中学校長会において、ご審議いただき、その結果を受け、案として本日提出させていただいております。本日の定例教育委員会において、最終決定としたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、説明させていただきます。主に変更した点を中心に説明をさせていただきます。 これは、令和元年度にスタートしました「第2期教育振興計画」を踏まえ策定しております。このため、今年度におきましても、1 基本理念 2 学校教育目標 3 基本方針 に変更はございませんが、基本理念と学校教育目標のみ読み上げさせていただきます。 1 基本理念は、学校・家庭・地域の相互理解と協力・連携の中、子どもたち一人一人に思いや

りの心を育み、21世紀を生き抜く力の基礎を自ら培う学校教育の推進としており、

2 学校教育目標は、地域に根ざし、確かな学力と豊かな心を育成する中で、生きる力を育み、人間力の基礎を培う学校教育の推進でございます。

3 基本方針については、ここに書かれているとおりです。

4 重点目標並びに努力事項として9項目を挙げております。

昨年度は、コロナウイルス感染症対策を第一として取り上げておりましたが、本年度については、令和4年度の全国学力学習状況調査の結果を受け、学力の項目を取り出し、4の(1)に、「確かな学力」を育成する教育活動の推進を掲げました。基礎・基本の定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力の育成を目指した授業づくりに努めて参ります。

続いて4の(2)に、「アフターコロナにおける魅力ある教育活動の創造」といたしました。ここ数年來、新型コロナウイルス感染症対策により、教育活動が制限されておりましたが、5月からは第5類となり、対応が大きく緩和されることとなります。感染症対策に気を配りながら、創意工夫した学校運営を行い、さらなる学習活動の充実や学校行事の活性化に努めて参ります。

続いて、4の(3)でございますが、コミュニティスクールのさらなる充実を図り、地域とともにある学校づくりのより一層の推進に向け、学校運営協議会の運営の工夫・充実を図って参ります。

他の重点目標については、大きな変更はございませんので、項目のみ読み上げさせていただきます。

4の(4)「社会を生き抜く力」を育む教育活動の推進

4の(5) 社会の変化に対応した教育の推進

4の(6) 基本的生活習慣の定着と子どもの心に響く生徒指導の推進

4の(7) 子どもの安全・安心の確保と学校の安全管理や災害を迎え撃つ防災教育の推進

4の(8) 教職員の資質・指導力・人間力の向上及び働き方改革の推進

4の(9) 学校・家庭・地域が自らを振り返り、互いに高め合う学校評価の充実

です。ここに掲げておりますことに、すべての学校で着実に取り組むことにより、本市教育のますますの充実発展を図って参りたいと考えております。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

栗洲教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見等があればお願いをいたします。

委 員 (4)の①にある「特別の教科道徳」というのはどういう意味なのでしょう。吉野川市ではそのようなものを扱っているということでしょうか。

阿部副教育長 従来の道徳教育は、教科という枠組みではなく、学習指導要領の改訂等によりまして、教科に位置づけされたということで、このような表現になっております。

委 員 分かりました。

委 員 内容に関してではなく、半分個人的な意見なのですが、文言の中に出てくる「子ども」という表記で漢字の「子」に「ども」がひらがな、漢字で「子供」と表記するか、ひらがなで「こども」と表記するかどちらかが日本語としてふさわしいと思うのですが、もし文部科学省から表記の指示があるのなら仕方ないですが、指示がないのであれば統一した方が日本語として良いのではないかと思います。

阿部副教育長 ありがとうございます。このようにしなさいというルールはございませんので、総合的に検討させていただきたいと思います。

委員	<p>個人的な意見ですが、2ページの「(5) 社会の変化に対応した教育の推進」の①中で、「急速な社会の変化に児童生徒一人一人が主体的に対応できる能力・態度を育成するため、計画的、系統的なキャリア教育・主権者教育・消費者教育・環境教育・プログラミング教育・グローバル化に対応した教育の推進に努める。」と数年前には全然無かったものがたくさん入ってきています。そのような中で教員は働き方改革等で残業せずに早く帰らないといけない。しないといけないことはたくさん増えているのに、これだけたくさんを全部していかないといけないのに、教員数は全然増えていない。教員定数は全く変わらず、やらないといけないことはどんどん増えていって、そして限られた時間の中で、仕事をしろと言われても非常に無理がある。家に持ち帰り、仕事をしないといけない、または休日に出勤してしないといけない状況があるので、人数が必要な場合や所はたくさんあると思うので、ぜひ教育長には定数の改善や定数の増を県や国に働きかけていってほしい。やらなければならないことがたくさんあるのであれば、やはり人の数、教員の数を増やして、できるだけたくさんの人で子どもたちに当たってほしい。予算にも限りがあるので難しいとは思いますが、そのような声を上げていってほしいと思います。以上です。</p>
栗洲教育長	<p>努力いたします。ありがとうございます。</p> <p>今年度は、小学校の専科教員を昨年度よりも増やしていただいております。ただ、1週間で半分の勤務なのですが、やはり小・中比べますと小学校の低学年の指導がなかなか難しいという現実があって、それに対しては少し定数が増えたかなというところでございますが、今年度末の人事に向けて尽力して参ります。ありがとうございます。</p>
委員	<p>よろしく願います。</p>
委員	<p>言葉のことでお聞きしたいのですが、4(2)の「アフターコロナ」と明言されているのですが、まだ「ウィズコロナ」ではないのでしょうか。なぜ「アフターコロナ」という表現になったのでしょうか。</p>
阿部副教育長	<p>このイメージにつきましては、もちろんコロナ自体はまだ残っておりまして、警戒をしなければいけないところでございますが、5月8日から第5類相当になるということを踏まえまして、このような表現とさせていただきます。</p>
委員	<p>マスクは子どもの自主性に任せるといことですね。</p>
阿部副教育長	<p>4月1日からそのようになっております。また、明日、文部科学省から具体的な指示がある予定ですので、5月8日以降の対応につきましては、それを受けて進めて参ります。</p>
栗洲教育長	<p>4月1日からのマスクの取扱いについて、国及び県から通知がありました。それを受けて吉野川市は教育委員会事務局で保護者向けの「マスクの考え方について」という文書を作成し、統一した見解を配布しております。数項目に渡りますが、基本的にはマスクは強要しない、ただ着用を促す場合はあります。インフルエンザや風邪流行時であれば、着用した方が良いですよ、とは言いますが、着用しなさいとは言わない、というのが国からの通知で、それに従って教員についても4月1日からはマスクの着用は本人の自主性に任すということでやっています。そういう意味で「アフターコロナ」という表現になっています。委員がおっしゃったようにまだコロナは残っているのですが、第5類になったという意味でございます。</p>
委員	<p>分かりました。</p>

栗洲教育長	他よろしいでしょうか。委員がおっしゃられた「子ども」の表記の件ですが、検討をさせていただいて、事務局で決定をさせていただくことでよろしいでしょうか。
委員	はい。もちろんです。
栗洲教育長	漢字の表記の件はありましたが、基本的には原案どおりでよろしいでしょうか。それでは、原案どおり承認されました。 それでは次の議案に移ります。 議案(2)「吉野川市アリーナ及び吉野川市民センター管理運営規則の一部を改正する規則」について事務局より説明をお願いいたします。
井上生涯学習課長	資料3ページをご覧ください。吉野川市アリーナ及び吉野川市民センター管理運営規則の一部を改正する規則についてご説明させていただきます。 吉野川市アリーナに設置しているシャワー室について、開館時に料金を設定しておくべきでしたが、できておりませんでした。開館から3年間新型コロナウイルス感染症拡大防止のためシャワーの使用を禁止しておりましたが、特に問題はございませんでした。 5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられることから、シャワー室の利用を開始することになり、使用料を設定するため規則の改正が必要となりました。資料の4ページ、5ページにございます吉野川市アリーナ及び吉野川市民センター管理運営規則新旧対照表をご覧ください。第13条を14条とし、第12条中「使用料の」を「同条中「使用料の」」に改め、同条を第13条としております。また、第7条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加え、第7条 附属設備の使用料を別表のとおりとしております。 6ページ別表をご覧ください。これは、アリーナの更衣室に設置しておりますシャワーにつきまして10分間で200円の使用料を設定するものです。料金設定につきましては、水道・下水道料金、ガス代等考慮し算出しております。以上でございます。よろしくお願いいたします。
栗洲教育長	ただいまの件について、ご質問、ご意見等があればお願いいたします。 それでは異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。 それでは協議事項に移ります。協議事項(1)「令和5年度学校訪問の日程」について事務局より説明をお願いいたします。
川端教育総務課長	それでは、令和5年度前期学校訪問について、ご説明いたします。資料の7ページをご覧ください。資料の令和5年度学校訪問予定表のとおり訪問日程を調整いたしました。 コロナウイルス感染拡大防止のため、なるべく多人数での訪問は控えることとし、教育委員5名と教育長、副教育長1名、課長1名とし、8名に人数を絞って訪問する予定です。事前に、資料とともにお配りしている「前期学校訪問出・欠席確認表」を基に各校の訪問者を調整させていただきます。以上です。
栗洲教育長	コロナ禍前は11名、教育委員と課長以上で原則訪問しておりました。コロナ禍となって教育委員5名中3名と教育長と課長以上の6名で訪問しました。その次の年は、すごくコロナ感染が拡大しましたので、私1人が訪問して、その結果をレジメにまとめて皆様にお知らせしたところでございます。今回は、やはり教育委員にはできるだけ現場を見ていただきたいという想いから5名としており、副教育長と課長については、うち2名ということで、若干コロナ禍前に近づけていったということでございます。あまり大人数となると、学校にも給食等で負担がかかるかなということもあって、この8名で訪問したいと思いますが、よろしいでしょうか。 それでは報告事項に移ります。

報告事項(1)「吉野川市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」について事務局より説明をお願いいたします。

川端教育総務課長

資料の8ページをお開きください。4月1日付けで吉野川市教育委員会事務局処務規則の一部を改正いたしました。10ページの新旧対照表のとおり、第2条の表中「総務係」を「総務係 施設係」に文言を追加しました。これは、新たに施設係ができたためです。

同じく、第2条の表中「全国高校総体推進室 全国高校総体推進係」の文言を削除いたしました。

続きまして、12ページ中段、第5条第2項及び第6条第2項下線部分「理事が置かれていない場合は、教育長の指名する課長」の文言を追加いたしました。これは、現在、理事の職が不在のためです。

続きまして、13ページ下段、別表教育総務課(17)「公用車の管理に関すること」の文言を削除し、総務係と新たにできた施設係の事務分掌を列記しております。

続きまして、16ページ上段、別表生涯学習課文化社会教育係(2)「成人式」を「二十歳を祝う会」の文言に変更いたしました。

続きまして、16ページ下段、別表生涯学習課文化振興係(2)「芸術文化」を「文化芸術」へ変更し、文言の整理をしております。

同じく、16ページ下段、「(7)日本遺産及び世界遺産に関すること。」の文言を追加しました。

また、17ページ下段、「全国高校総体推進室 全国高校総体推進係 (1)全国高等学校総合体育大会に関すること」の文言を削除いたしました。

なお、令和5年4月1日施行ですが、3月定例委員会に諮ることができなかったため、吉野川市教育委員会事務委任等規則第3条の規定により教育長決裁とし、同規則第4条第1項の規定により、本委員会において報告いたします。以上です。

栗洲教育長

ただいまの件について、ご質問等ございませんか。

委員

「成人式」が最近「二十歳を祝う会」と言われていますが、「成人式」を「二十歳を祝う会」に変更したのはなぜですか。

馬郷副教育長

前は成人年齢が20歳だったのですが、法的に18歳が成人年齢になったので、「成人式」か「二十歳を祝う会」か悩んだのですが、最終的に「二十歳を祝う会」となりました。

委員

成人の年齢が変わったからということでしょうか。

馬郷副教育長

そうです。18歳になっていますので。

栗洲教育長

よろしいでしょうか。18歳の時に成人式を行うか、それともやはり20歳で旧の成人式を行うかという議論になりました。やはり今までどおり20歳で行いませんか、ということになりまして、次にそうなると「成人式」というのいかなものか、と。県内の24市町村のうち、「成人」という言葉を残している市町村もあります。20歳であって18歳ではないのですが。ただ「二十歳を祝う会」のような名称にしている市町村が圧倒的に多いです。そういう意味でございます。

委員

13ページの「公用車の管理」は項目自体が無くなったのですか。公用車自体が無いのですか。

川端教育総務課長

教育総務課としては現在、公用車を持っていないんです。管財システム課で全部の公用車を管理していますので、文言が必要ないということで削除いたしました。

委員	わかりました。施設係に項目がありますが、教員住宅は今もあるのですか。
川端教育総務課長	ございます。
栗洲教育長	ほかございますか。それではないようですので、次の報告事項に移ります。 報告事項(2)「吉野川市立小中学校共同学校事務室運営規程の一部を改正する訓令」について事務局より説明をお願いいたします。
松本学校教育課長	報告事項(2)「吉野川市立小中学校共同学校事務室運営規程の一部を改正する訓令」についてご説明させていただきます。資料18ページと追加資料をご覧ください。 資料のように、吉野川市立小中学校共同学校事務室運営規程(令和2年吉野川市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正します。第5条第2項中「吉野川市個人情報保護条例(平成16年吉野川市条例第11号)に」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の」に改めます。改正理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、地方公共団体における個人情報保護制度に「個人情報の保護に関する法律」が適用され、それに伴い必要なくなった「市個人情報保護条例」が廃止されることとなったからです。 なお、4月1日より施行することから、吉野川市教育委員会事務委任等規則第3条に則り、教育長が教育委員会の議決を受けずに代理にて決し、同規則第4条に則りこの場をもちましてその執行の状況を教育委員会に報告させていただきます。追加で配付させていただきました改正案、現行をご覧くださいましたら、内容がはっきりわかると思います。よろしく申し上げます。
栗洲教育長	以上の件について、ご質問等ございませんか。 よろしいでしょうか。それではないようですので、次の報告事項に移ります。 報告事項(3)「令和5年度各課事務分掌」について事務局より説明をお願いいたします。
川端教育総務課長	それでは、教育総務課の事務分掌表の説明をさせていただきます。資料の19ページをお開きください。教育総務課の業務といたしまして、教育行政の企画調整に関すること、市費職員の服務、福利厚生等について、また、定例教育委員会に関連すること等については、岸田係長、秋月主査が主担当、副担当を交互に担当いたします。 続きまして、学校等の管理、営繕等に関する業務については、深見主幹、小澤主任が主担当、副担当を交互に担当いたします。 また、学校再編準備室の業務については、岸田係長が兼務しており、本年度は、鴨島東中学校校区での各団体説明会を行うこととしています。以上です。
松本学校教育課長	続きまして、学校教育課の事務分掌についてご説明させていただきます。資料20ページ、21ページをご覧ください。昨年と分掌事務の割り振りが変更になっているところがございますので、ご確認をお願いいたします。表のとおりとなっております。また、新しく池北沙樹が課員として転入して参りまして、本課には池北が二人在籍します。ICT関連は池北大に、英語教育や特別支援等に関することは池北沙樹が担当となります。細かくは、それぞれの事務分掌表をご覧ください。
井上生涯学習課長	続きまして、生涯学習課についてご説明いたします。資料22ページをご覧ください。まず、生涯教育・人権教育、また、公民館・図書館等の施設の管理運営に関する人権社会教育係としまして、主担当、眞島係長、副担当2名、川島公民館長1名、山川公民館長1名、山川・川島兼任図書館館長1名でございます。 続きまして、23ページ上段をご覧ください。文化芸術の企画及び振興、また、文化芸術施設の管理運営、文化財保護等に関する文化振興係としまして、主担当、大島課長補佐、副担当1名、ア

メニティセンター所長1名、山川公民館長と兼任となります。

続きまして、中段、市民スポーツの普及奨励振興、体育団体の育成や社会体育施設の管理運営に関わる社会体育係としまして主担当、日和田課長補佐、副担当が2名でございます。以上です。

岡田所長 続きまして、24ページをご覧ください。学校給食センターの事務分掌といたしまして、従来から変更はございませんが、給食センター総括が所長岡田になり、学校給食に関するすべての業務を主幹兼総務係長の岡本に変更となりました。以上です。

栗洲教育長 ただいまの件について、ご質問等があればお願いいたします。

委員 こども園との関係はどこかであるのでしょうか。以前は、校長が園長をされて関連もあったと思いますが、こども園という言葉がどこにも入っていないと思うのですが。

栗洲教育長 ここには書かれておりませんが、学校教育課長が窓口となって子育て支援課長との連携はしております。教育委員会事務局としての主管課はありません。

委員 情報共有のための会などはないということでしょうか。事務分掌に載せるような項目はないということでしょうか。

栗洲教育長 はい。特に支援が必要な子どもがいる場合は、要保護児童対策地域協議会において連絡はしております。

ほか、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは報告事項(4)「教育研究所事業」について説明をお願いいたします。

松本学校教育課長 報告事項(4)教育研究所事業についてです。

資料の25ページをご覧ください。資料の①吉野川市教員力向上研修事業についてですが、こちらは小中学校各2名程度の教員に参加していただき、本市重点目標の核である「学力向上について」の研修から始まり、特別支援教育、LGBTQをテーマにした講演会、生徒指導に関するものなど多種多様なテーマで行い、吉野川市の教職員の教育力向上を図ります。

また、資料の②パワーアップ『吉野川塾』についてです。こちらは、若手教職員を対象として、経験豊かな先輩教員を中心とした講師陣を招聘し、その名のおり教職員のパワーアップを図って参ります。また本研修は、昨年度3回の実施でしたが、「他の先生方と情報共有する機会も研修の一環としてほしい」との現場からの要望に応え、一回分増やした年4回実施とし、第2回に情報交換の機会を持つ予定となっております。そのほかの事業については、資料をご確認ください。以上です。

栗洲教育長 ただいまの件について、ご質問等があればお願いいたします。

委員 3のLGBTQの研修の場合は人権課とのタイアップになっていて参加できると思うのですが、他の講座に教育委員が参加させていただくことは可能でしょうか。学校教育の現場の方のみでしょうか。

栗洲教育長 講師の方の準備物とか部屋の広さとか、各学校からの参加率によって異なるのですが、もしご興味があつてかつスペースがあるのであればぜひ参加してください。また、直前になるかもしれませんが、ご案内させていただきます。

ほか、ございますか。よろしいでしょうか。

	<p>それでは続きまして、報告事項（５）「令和４年度下半期後援等申請」について説明をお願いいたします。</p>
川端教育総務課長	<p>それでは資料の２６ページから２８ページまでをご覧ください。「令和４年度下半期後援申請」につきまして、全部で１９件ございました。行事の内容につきましては、一覧表を添付させていただいておりますのでご確認をお願いします。概ね従来の後援申請状況でしたが、何点か新規の申請等がありましたので、補足させていただきます。</p> <p>２６ページ中段、No. ３の「第１回三木杯争奪少年剣道大会」についてですが、少年剣士の相互友好を深め、健全な心身の育成と剣道の振興発展に寄与することを目的とし開催されています。</p> <p>また、２８ページ上段、No. １３の「国際交流&イングリッシュキャンプ」は、広く市民を対象とした事業でないことから「吉野川市教育委員会共催及び後援に関する事務取扱要綱第４条第１項第２号及び第３号を満たさないため不承認とさせていただきます。</p> <p>続きまして、２８ページ下段、No. １８の「吉野川市図書館を使った調べる学習コンクール」についてですが、全国各地で開催されている学習コンクールを「地域コンクール」として開催し、市内の小中学校児童生徒から夏休みの課題の一つとして作品を募集しコンクールが開催されています。</p> <p>なお、今回申請いただいた１８件は承認し、１件を不承認とさせていただきます。以上です。</p>
栗洲教育長	<p>ただいまの件について、ご質問等があればお願いいたします。</p>
委員	<p>２８ページ、No. １３の不承認について、具体的な内容を教えてください。</p>
川端教育総務課長	<p>こちらの事業が、淡路島で開催され、ルートも吉野川市を通過するようなルートでないことと、吉野川市からの参加者もあまり見込めないということで、吉野川市教育委員会共催及び後援に関する事務取扱要綱に記載されている「市内で開催され、広く市民を対象とした事業等であること」「市外で開催される事業等にあつては、多くの市民の参加が見込まれ、かつ、市の魅力を発信する内容であること」を満たさないと判断し、今回は不承認といたしました。</p>
栗洲教育長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
栗洲教育長	<p>ほか何かございませんか。</p> <p>それでは、ないようですので、教育長報告に移ります。資料をご覧ください。</p> <p>４月３日が、本年度のスタートでございました。５日、県市町村教育委員会教育行政連絡協議会がございました。２名の教育委員さん、出席ありがとうございました。１０日始業式で、学校がスタートし、１１日入学式には全教育委員さん、祝辞大変お世話になりました。ありがとうございました。１８日、全国学力学習状況テストが実施されております。以上です。</p> <p>それでは、５月の定例教育委員会の開催日時について事務局よりお願いいたします。</p>
川端教育総務課長	<p>５月の定例教育委員会ですが、５月２５日（木）午前１０時からとさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>都合が悪いので、別日でもよろしいでしょうか。</p>

栗洲教育長	第2案ありますか。
川端教育総務課長	5月26日(金)午前10時から、いかがでしょうか。
委員	そちらでお願いします。
栗洲教育長	それでは、5月26日(金)午前10時からということでよろしくお願いします。 以上をもちまして、本日の定例会を閉じることとします。